

令和6年度第1回 山口市成年後見制度利用促進協議会 議事概要

開催日時	令和6年9月26日（木）14時～15時20分
開催場所	山口総合支所 会議室棟 会議室A
出席者	【委員】 内田充範委員（会長）、濱田隆弘委員、達川政福委員、池永泰典委員、佐藤博章委員、高松亜希子委員、岡本竜司委員、水津利章委員、藤本小百合委員、橘康彦委員、武本将秀委員、増本好夫委員 【オブザーバー】 山口家庭裁判所 藤村首席書記官、廣瀬主任書記官
事務局	山口市健康福祉部高齢福祉課
議事次第	1 開会 2 議事 （1）山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について （2）受任調整会議の運営について （3）持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について 3 その他 4 閉会
議事概要	1 開会 ・山口市健康福祉部高齢福祉課長挨拶 ・内田会長挨拶 2 議事 （1）山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について ・事務局から資料2の説明 【委員】 相談件数と申立件数の推移があるが、高齢者の方と障がい者の方の分類、類型を取っていれば教えてください。 【事務局】 令和5年度の相談は、高齢者の方が212件、障がい者の方が26件である。申立ては、高齢者が16件、障がい者が2件である。 【委員】 日弁連で親なき後の会をやり、このような件数推移になるはずはないのではないかと思います。成年後見制度の利用まで踏み切るかどうかは別として、相談するところを探しておられたり、困っておられたり

する方はおられると思う。広報関係を頑張り相談件数が増えているのは分かるが、障がい者の方にもっと使いやすい広報活動をして良いのではないか。ちなみに、相談２６件は、施設とかそういうところからか、それとも家族からか。

【事務局】

施設の方からも、家族の方からも、相談いただいている。

【委員】

自分は障がい者支援施設にいる。身寄りがなく成年後見制度の利用が必要と思われる方には、情報提供を行い相談していただこうと思うが、このタイミングでしかいけないというものではないので、どのタイミングで繋がたら良いかの判断が難しい。個々の事情はあるが、成年後見制度全体の仕組みの理解が不足しているのかと思う。広報活動されているが、必要な方へ情報が届いていないところがあると思う。施設支援部会で少し話をしていこうとは思う。

【会長】

しっかり情報提供されているが、実際に必要な人へどれだけ行っているか、どの情報に関しても難しいところではあると思う。いろんな関係者から在宅の方などの情報を集めながら進めていくことが大事だと思う。検討をお願いする。

【委員】

親なき後の会を聞き、少し利用者の年齢層が上がってきているかと思われる通所の事業所等に相談できるのがあると紹介した時に、管理者からアクセスが難しいと結構言われた。年齢が上がってきた障がい者の方の成年後見制度を考えると、親御さんも大分お歳で、会場まで行く手段が無いという問題が出てきているといくつかの事業所から聞いている。家族よりも支援者のほうで必要性を感じた時に情報提供したり、委員とかにも相談して一緒に考えてもらったりとか、そういう形で成年後見制度へ繋いでいく動きをすることはある。成年後見センターへ繋ぐよりは、自分のところでやるか、基幹相談支援センターへというイメージのほうが強いと思う。

【会長】

施設や事業所の担当ソーシャルワーカーと相談員が、制度の手続きとか必要な専門家のところへ繋げることもあるという意見だった。

相談に行く手段の問題については、交通の便が悪いような所とかに相談を巡回で行うとか。周知だけでなく、直接的にどこかで相談を受けるとかいったことも、可能であればやっていただければと思う。

(２) 受任調整会議の運営について

・事務局から資料3の説明

【会長】

審判が下りた中に、弁護士法人とある。弁護士法人には、複数の専門職の方が在籍しておられる場合があるが、ここには社会福祉士等のソーシャルワーカーがおられるのか。

【事務局】

受けていただいた弁護士法人には、社会福祉士がおられる。

【委員】

自分は、受任調整会議に参加している。先程、障がい者の方が少ないとあったが、高齢者の方が多く、そして、切羽詰まった状態のケースが多いように感じる。高齢者のほうが、身寄りがなく問題も複数持っておられたりする。私が受任することもあるが、事務をするのも苦勞する事案が増えてきているイメージがある。市長申立ては身寄りのない方になるため、障がい者の方は保護者の方がおられたりして障がい者の方が少ない傾向に関係しているのかなと思う。

あとは、受任調整会議で、複数後見で意見がまとまることもある。個人的には、専門職が連携するのは良いことだと思ってはいるが、所属団体を通じてとなると、会員のことを考えてだと思いが報酬の面を会としては気にする傾向があると感じている。

(3) 持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について

・事務局から資料4の説明

【委員】

ワーキンググループ会議については、2か月に1回のペースで開催しており、10月2日に今年度第3回を予定している。対象者は煮詰まっている。対象者がいて、金銭管理のサービスを提供するサービス提供事業者、本人を違う立場でサポートする意思決定サポーター（仮称）、それらの業務を管理監督する立場の機関、それら3つのサポートの中で事業を実施する。金銭管理の現状としては、大きくは成年後見制度や社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業がある。この新たな金銭管理の仕組みの中で、新たなサービス事業者がどこまでのことをできるのか、詰めていかなければいけない。2施設の現状を伺い、現金管理等含めてとても参考になった。現金を事業所が預かりそれを渡すことが在宅でできるのか、在宅でどこまでの支援が可能なのか、そのあたりも含めて意見をいただければありがたい。

【会長】

いろんな制度の仕組みがあるが、狭間の方がおられる。在宅で既存の支援制度には関わっていない人をどうやって見つけるのか、どこま

ですか。それ以外も含めて、モデル事業について何か意見があれば。

【委員】

日常的な金銭管理自体は、ある程度の上限額を設定するとなっているが、書類等の預かりでは、ある程度まとまったような財産をお持ちの方の定期預金通帳とか印鑑とか、そういったものを預かることも想定しているということで良いのか。

【事務局】

10月2日のワーキンググループ会議で、預かるものについて議題にする予定である。高額なものや権利書といった重大なもの等は、施設や事業所で預かるのは、厳しいところがあるかと考えている。

【委員】

日常の管理とかをやってもらえるのは、結構ありがたい制度と思う。成年後見制度改正の議論で、有期制が出ている。金銭管理したものを本人に返して終わることがなかなかできない時に、誰がそれを預かり管理するかという問題が出てくると思う。その際に、このモデル事業が、使われていくかもしれないと思う。

意思決定サポーターがいれば防げるかもしれないが、消費者被害を考えると、高額な預貯金とかを管理できないのは、本人保護についてどうなのかなと思う。

あと、金融法務事情今年8月号に、成年後見制度改正の金融機関の関りについて、信用金庫の方のコメントが出ている。金融機関としては、取引をする人はある程度固定したいと思っている。成年後見制度では、成年後見人等が金融機関とやりとりするが、制度利用が終わり、次に他の人に任せるとか、本人に返すとなった時には、預貯金の引き落とし等をどうするのかと、金融機関から出てくるという話がある。最後の代行では金融機関との調整が必要とあり、金融機関としては信頼できる方が入るほうが安心するのではないかなと思う。

【会長】

成年後見制度が有期制になるということで、このモデル事業は重要な事業だと改めて感じた。

【委員】

ある程度判断能力をお持ちの成年後見で言うまだ保佐・補助のような方で、意思決定サポーターがおられ、身上監護はしないイメージ。金銭管理と書類等の預かりを考えた時に、前回の会議でも話したが、死亡時に混乱が生じるのではないかなと思う。入院とかでは後から対応もできるかなと思うが、死亡時は待たないことになるので、そこをどうするか。事前に専門職と契約するのも一つと思うが、資力のない方はそういうわけにもいかない。特に死亡時のことをしっかり押さえておく

	ことが大事なのではないかなと、後見事務をしている立場から思う。 【会長】 いろんなことを本人の意思で示されて、それに誰が関わっていくのかまでをできるだけ細かくと思う。自分を気にかけてくれるサポーターがおられる仕組みは、非常に大事だと感じている。 【委員】 身寄りのない方には、死後のことも含めて多くの課題があるなかで、このモデル事業では簡易な金銭管理に取り組む。最期の課題をどう取り扱うか。最初に、終活ノートの説明があった。日常生活自立支援事業でもそうだが、本人が最終的にどうして欲しいのか、終活ノートをうまく活用できる方法があればいいと思う。登記や公正証書ではないが、本人が最期にどうしたいのかの意思表示になっていれば、本人の意思に沿うものとして非常に大事だと思う。 【事務局】 終活ノートは、まだ今からの取組。まずは、終活のきっかけ作りとして簡単な終活ノートから入っていただき、本人の価値観にあったものを選んでいく、そんな導入のようなものを用意して、相談窓口だとかで希望があれば紹介しながらお渡しするとか、そういったことができればと考えている。 【会長】 これからの、新しい取組に期待しておきたいと思う。 3 その他 【事務局】 この協議会は、今年度は2回開催予定としており、第2回目は年明けの2月頃を予定している。近づいたら日程調整をさせていただきたいと考えているので、ご協力をお願いする。 4 閉会
配布資料	議事次第 資料1_山口市成年後見制度利用促進協議会委員名簿 資料2_山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について 資料3_受任調整会議の運営について 資料4_持続可能な権利擁護支援モデル事業の進捗について 参考資料 ・山口市成年後見制度利用促進基本計画 ・山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱

	・ 山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱 ・ 山口市成年後見制度利用促進協議会 受任調整会議運営要領 ・ 山口市権利擁護支援検討ワーキンググループ運営要領 ・ 山口市成年後見制度利用支援事業報酬助成要領 ・ 山口市成年後見センターチラシ ・ 山口市成年後見センター出前講座チラシ
--	--